

昭和二十三年九月四日附

陸軍省 運輸省、大藏省

宛 運輸省、大藏省

經由 東京中央連絡局

米英所屬の諸日本艦遂艦及該備船解撤に關する件

參照 (a) CONFIDENTIAL SEVIAI-1954 (前二三、六、二九一)

一、參照 (a) 中には左記艦船 DD 樺及 DD 檜に對し解撤造船所割撤なし

二、左記艦船に對する割撤造船所及解撤期間は次の如し

艦名	解撤會社	期間
DD 樺	三井造船所 木野	始業後五ヶ月
DD 檜	笠戸船渠	同

三、右記艦船に關し參照 (a) にて要求せられたる報告を提出すべし

0152

河野部員

昭和二十二年八月二十九日

發 COMNAVFE 參謀長代理 WBマクナフ

宛 第三復員局、運輸省

經由 東京中央連絡局

参照(a) (SOAPLINE) 七六一一 昭二三六八一三附

米所屬國日本艦遂艦及驅逐艦護備船解撤に  
關する件

一、第三復員局は舊日本該艦船を左記解撤船所へ回航すべし

艦名	所在	解撤船所	回航時
DE 第十二號	佐世保	佐世保造船廠	
第三二號	同	同	
羽 節	同	掃磨(吳)	昭二三八三〇
第三七號	横須賀	川崎泉州	同
第四九號	同	清水鋳管	同
第二六號	舞鶴	掃磨(吳)	同

三、回航前第三復員局は豫て指示せられたる特殊物件を撤去保管し該保管物件には「U.S. PROPERTY」と記されたい。

(終)

0153

河野 員

吳復第五二一號

昭和二十二年九月十八日

吳地方復員局總務部長

廣島縣總務部長 殿

廣島財務局國有財産課長 殿

中國海運局船舶部長 殿

行動不能艦艇引渡の件通知

吳に保管中の左記行動不能艦艇は今般解撤の爲め播磨造船所吳船渠に引渡す事になりましたので從來の要領に依つて九月二十三日一〇三〇吳管船部に於て引渡を行ひますから代表旨出席され度い

記

元 艦 遂 艦 時 津 風 江田島にて沈没せるもの

元 艦 遂 艦 楯 在 吳

元 海 防 艦 高 根 在 吳

0154

寫送付先

廣島縣調査課吳分室

中國海運局吳支局

廣島財務局吳出張所

(終)

0155



シ  
少 野 部 長  
少 外 務 部 長 十四 號 自 九月 十一 日 至 九月 十七 日

興 地 方 農 業 局 總 務 部

マ 九 月 十一 日

付 期 長 が 佐 世 保 で 「カ ー ル ソ ン」 中 佐 と 播 磨 及 物 件 處 理 に 關 して 行 った  
會 談 内 容 及 其 他 に 就 て 産 地 「ラ レ ー」 少 佐 と 懇 談 し 特 に 物 件 處 理 に 關  
す る 米 穀 の 意 向 を 要 に 確 認 し た

丙 大 竹 播 磨 部 兩 廳 に 關 する 附 屬 設 置 料 を 軍 政 部 へ 提 出 する やう 「ラ レ ー」  
少 佐 より 要 求 が あ っ た

マ 九 月 十二 日 大 竹 播 磨 部 兩 廳 有 財 產 移 轉 に 關 する 米 物 資 料 の 調 査 を 實 施 し た  
マ 九 月 十四 日

付 「ラ レ ー」 少 佐 より 播 磨 に 於 ける 浮 標、沈 性 標 の 値 及 抽 驗 費 納 納 所 に 於  
ける 抽 驗 を 三 〇 〇 〇 へ 渡 す やう 指 令 さ れ た

丙 同 少 佐 より 魚 雷 艇 に 關 し 質 問 が あ っ た が 答 復 は 現 在 完 全 な も の は 一 切  
所 有 し て ない 旨 答 復 し た

四 九 月 十六 日

1) 英海軍「メイトマン」少佐より英軍演習の島小郡沙嘴島附近へ掃蕩  
設置に關し正確な位置測定を實施されたい旨要請があつたので明日  
實施することとした

2) 同少佐に對し英領渡し海一五四に對する物件「リスト」を提出した  
尚二夜よりの指令に基き島周として六分儀、時計、晴雨計及眼鏡  
等を英軍に引渡し右早急に應分したい旨申入れたところP.D.の「ロ  
ーリソン」大佐が同島區接なのでいつれ其の指令を俟つて急急歸還す  
るとの回答を得た

3) 同少佐より英出入港の船隻は一切一應P.D.へ報告されたいと注意が  
あつた

4) 別府に於ける米陸軍 (10th Inf. 24th Div.) よりL.P.、R.O.G. 等  
來周し米軍戦役者埋葬に關し質問があつたので先般福岡の米軍部隊  
調査時の資料を改めて提出すると共に福日本海軍調査の埋葬地を兼  
内し諸資料を提換した同少佐より今後もし資料が發見された時は取  
成府へ報告されたいと感ねて依頼があつた

九月十七日

0157

約英海軍の依頼による位置決定の爲監測より人員を派し正確な位置に  
標を設置し感測された  
の「ラレー」少佐に就し大竹施設の資料を提出した

(巻)

0158

通信者  
電信部  
暗號部

(司令)長  
副長  
營直將校  
關係者

通信參謀  
司令部附

司令長官  
司令官  
參謀長  
首席參謀  
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

9月 5日 受信時刻	20 45 編譯時刻	23 30 編譯時刻	編譯者 梅	記事 ↓	通信文 平文暗號 (無線有線)	番號	定指	發送所	發送所
						07			東
						所 艦 信 受			
						26.50E5			
者 信 着						各			
者 報 受						各			
分 區 理 處						者 信 發			
						復			

0159

整理番號

23

電波

450 KC.

河野 武部 武部

通信者  
電信部  
暗號部

艦長 (司令)  
副長  
當直將校  
關係者

通信參謀  
司令部附

司令長官  
參謀長  
首席參謀  
僚幕

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	翻譯者	記事	番號	定	指	發信所	受信所
							所	體	信	受
						通信文				
						平文暗號 (無線有線)				
							著	信	著	
							著	報	受	
							分	區	理	整
							者	信	發	

Handwritten notes in the form include:  
 三島力界 佐世保  
 宇部港 (山口縣) 大木久芳  
 本多桂 方夜  
 第一砲隊 佐世保 少佐 橋本實  
 三島尾尾港 (神奈川縣) 湘風 橋本實  
 矢風 橋本實 海丸 五ノルミ  
 柳 佐世保 蓮 佐世保 椿 昇  
 六ノ力ノ之港 (福井縣) 澤丸 橋本實

0160

整理番號

電波

K.C.

附表第一 (樣式第一)



暗號部  
電信部  
通信者

關係者  
當直將校  
副長  
(司令)長

通信參謀  
司令部附

司令長官  
司令官  
參謀長  
首席參謀  
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

月	日	發送時刻	受信時刻	作成時刻	翻譯者	記事	番號	定指	艦發所	艦受所	
							所	艦	信	受	
							通信文	平文暗號 ( ) 無線 有線			
							者	信 着			
							者	報 受			
							分區	整理	者	信發	

五若松港 (福島縣) 冬月 由世保  
冬月 由世保 福内司  
現在警備部事務所トニ  
使用中ノモノトシテ  
羊引渡ス

0161 整理番號 電波 K.C.

附表第一 (様式第一)

十月十日  
東亞丸船長  
下関軍二水道試航終了  
北九州水道試航開始  
十月六月 同右 終了

昭和二十二年九月七日

東亞丸船長

東亞丸解隊ニ関スル希望事項

一 現 状

の作業予定

九月十六日 下関軍二水道試航終了

九月十九日 北九州水道試航開始

十月六月 同右 終了

四) 試航終了後撤去並ニ修理工事

諸工事約三週間ヲ要スル見込

工事内容別紙ノ通

ハ各種需品諸物件返還納

第一段作業トシテ総員ヲ以テ約一週間以内ヲ要

スル見込

第二段休業トシテ乗員ノ大部ヲ退船セシメタル後一部ノ員數ヲ以テ數日ヲ要スル見込

### 三 実況検査

呉入港ノ際実施ノコトニ予定サレテキル

### 二 希望事項

一 速ヤカニ決定ヲ要スル事項

一 解隊期日及船主ニ對スル引渡シ期日及場所

解隊期日及引渡シ期日ハ同日トシテ十一月月上旬呉

ニ於テ引渡シテ希望スル

二 諸工事実施場所迄ニ実施予定

呉ニ於テ実施シ十月末終了ヲ適當ト認メル

呉ニ於テ実施スル各種需品物件等返還納メ

0162-2



好都合デアル

(3) 工事中心に集スルカ何ウカハ復員局デ決定シテ貰ヒ  
度イ

(4) 右各項ニ於テ希望通り実施セラル、モントスレバ実況  
検査ハ吳入港後成ル可ク速クニ実施サレ度イ。

実況検査が終ラナイト物件ノ還納が出来ナイ

(5) 諸工事着手前ニ船主側主務者ニ未船シテ  
貰ツテ工事ノ打合せヲ行ヒ度イ

同時ニ逐次引継ギヲ実施シ正式引渡當具  
形式タケニ止メタイ

四人事ニ関スル事項(詳細ハ別ニ連絡)

○ 引續キ復員局関係ニ残留希望者ニ対シ転勤  
ノ件宜シクオ願ヒシ度イ

0163

○ 残留シナイ者ハ横須賀及呉官船部ニ転勤後  
解員ノコトニ取計ハレ度イ(直接折衝中)

○ 直接船ニ於テ解員ノ場合ハ十月上旬解隊ノ日  
附テ以テ解員ノコト、サレ度イ

尚解員者ノ中希望者ハ就職斡旋方ス願  
ヒシ度イ

○ 解隊後残務整理員ハ試航基地ニ転勤ヲ適  
當ト認メル

### 一 解隊実施要領大項

呉ニ於テ解隊ヲ実施スルモノト仮定シテ左ノ通予定ニ示ル

① 十月七日頃呉入港迄ニ各種需品物件ノ返還潮

準備ヲ完成スル

② 呉入港シタラ直ニ造船所ニ酸系留速方ニ工事打合

セ諸物件還納打合せ(各個別のニ実施スレバ可)ヲ  
行フ

(イ)成ル可ク早イ時存ニ実況検査ヲ行フ

(ロ)総員ヲ以テ諸物件ノ返還納ヲ行フ約一週間以内  
ヲ終了ノ見込ニ

(ハ)右終了后乗員ノ大部ヲ転勤又ハ解員前休  
暇トシテ退船セシムル

諸工事並ニ残務処理及引継ギニ必要ナル員数ヲ  
残ス

(ニ)十月三十一日迄ニ引渡シ準備ヲ完成スル

出来得ルニ其レ迄ニ実質的引継ギヲ完了スル

(ホ)十一月上半旬正式引渡シヲ行ハセ解隊スル

(ヘ)残務整理班ヲ編成シテ解隊後ノ残務処理任  
セシムル



船員生活増進の事

撤去復旧工事豫定

東亞丸

一甲板部

撤去復旧工事

所要日数約三週間

短艇甲板待付所撤去

甲板部員居住区待付所撤去

主スト移動

待閘部員

属員食堂(現在理髪所及休憩所)

サロニ下大層間床板張り材料ナシ (約二千五平方米)

前部士官洗面所(現在主計科倉庫)

外舷電路撤去 二週間

修理工事

所要日数一週間

四號揚荷機

パッキン取替

三號揚荷機由ボラ

ピルナ引ケズ

● 六月十日未定  
實施六土日三。頃義

貨物由之。検査修理

十四

家具類毀損部修理

属員食堂蒸気ハコ

漏洩部修理

合計

三週間

二通信科

撤去復旧工事

船橋電信室電信機

所要日数 二日

電信機調整

一日

合計

二日

修理工事

十三

三航海科

撤去復旧工事

所要日数 一日

舵角指示器

一組

隔壁型電話器

合計

一個  
一日

修理工事 ナシ

四、待機部

撤去復旧工事

所要日数 一週間

發電機<sup>1</sup>デーゼル 二台 一週間

合右用燃料<sup>2</sup>タラシ 二日

回轉ポンプ<sup>3</sup> 三日

回轉電機<sup>4</sup> 二日

遠隔装置 四日

合計 一週間

修理工事 所要日数 三週間

蒸化器 二週間  
一蒸溜器漏洩を貯水圧試験の上

予備品

養生用水タンク内部分セメント塗布

タンク容量ニ〇米(一八〇米)

飲雑水タンク内部分セメント塗布

タンク容量一〇〇米(一)

古板補助空気管 漏洩部修理

右 附二車摺合せ 三二日

右 防熱覆修理 二

合計 二週間

五、主計科 ナシ

六、醫務科 ナシ

修理ヲ要ス

ニ附属ボンプ滑動部摩耗甚シキ

ニ付總分解調整ヲ要ス

何レモタンクノ約四分一

剥落セルニ付

送



わかさ丸第一号の二八

昭和三十一年九月八日

試航船わかさ丸船長

早川地方復員局總務部長殿

試航船として特に装備した諸装置の撤去復旧工事並に之の所要日数調査報告

査報告

一特に装備した諸装置を撤去復旧を要する箇所

(1) 甲板部関係

箇所名	所要日数	記	事
(一) 浮力タンク撤去	二上日 撤去 五日	甲板切開	上記作業には「ムレーン」が順調
(二) 香タンク及前部空所の空「ドラム」を撤去撤去	二上日 撤去 十五日	撤去	使用した丸のりとなる事として調査する
出並に掃除	掃除 七日		

海軍

(英海軍紙乙)

0170



(三)	其の他要撤去復旧箇所	
(1)	船外電路	三本
(2)	前部牽電機室排水ホンプ台	二箇所
(3)	各タンクのハイドラメクラ	十二箇所
(4)	待機室及船橋上構造物(測角所)各一	計二箇所
(5)	測距儀台及上樞眼鏡架台	二箇所
(6)	当番控所	一箇所
	右諸工事は(一)(二)項実施中に施行可能である	
(四)	復旧修理を要すると認められるもの	
(1)	各特殊標識(塗粧部)の塗消し	一〇箇所
(2)	各タンク及空所掃除手入	九箇所
(3)	錨鎖環柱締めめ	
(4)	補助短艇索取換	

中島ト信衛

海軍

(英海軍紙之)

0171

(3) 應急用十二傾排水ポンプ			二日		
(2) 電機 上甲板整備のり。0.0W発			二日		
(1) 十五キロワット電機及 同附属装置			六日	撤去 復旧	四日 五日
(三) 電機関係					
(二) 無線諸装置			五日	撤去 復旧	三日 二日
(一) 無線諸装置			五日	撤去 復旧	三日 三日
(一) 機械遠隔操縦室及同 関係諸装置			十日	撤去 復旧	三日 三日
(四) 機南側関係					
(五) 機北側関係					
(六) 機東側関係					
(七) 機西側関係					
(八) 機南側関係					
(九) 機北側関係					
(十) 機東側関係					
(十一) 機西側関係					
(十二) 機南側関係					
(十三) 機北側関係					
(十四) 機東側関係					
(十五) 機西側関係					
(十六) 機南側関係					
(十七) 機北側関係					
(十八) 機東側関係					
(十九) 機西側関係					
(二十) 機南側関係					
(二十一) 機北側関係					
(二十二) 機東側関係					
(二十三) 機西側関係					
(二十四) 機南側関係					
(二十五) 機北側関係					
(二十六) 機東側関係					
(二十七) 機西側関係					
(二十八) 機南側関係					
(二十九) 機北側関係					
(三十) 機東側関係					
(三十一) 機西側関係					
(三十二) 機南側関係					
(三十三) 機北側関係					
(三十四) 機東側関係					
(三十五) 機西側関係					
(三十六) 機南側関係					
(三十七) 機北側関係					
(三十八) 機東側関係					
(三十九) 機西側関係					
(四十) 機南側関係					
(四十一) 機北側関係					
(四十二) 機東側関係					
(四十三) 機西側関係					
(四十四) 機南側関係					
(四十五) 機北側関係					
(四十六) 機東側関係					
(四十七) 機西側関係					
(四十八) 機南側関係					
(四十九) 機北側関係					
(五十) 機東側関係					
(五十一) 機西側関係					
(五十二) 機南側関係					
(五十三) 機北側関係					
(五十四) 機東側関係					
(五十五) 機西側関係					
(五十六) 機南側関係					
(五十七) 機北側関係					
(五十八) 機東側関係					
(五十九) 機西側関係					
(六十) 機南側関係					
(六十一) 機北側関係					
(六十二) 機東側関係					
(六十三) 機西側関係					
(六十四) 機南側関係					
(六十五) 機北側関係					
(六十六) 機東側関係					
(六十七) 機西側関係					
(六十八) 機南側関係					
(六十九) 機北側関係					
(七十) 機東側関係					
(七十一) 機西側関係					
(七十二) 機南側関係					
(七十三) 機北側関係					
(七十四) 機東側関係					
(七十五) 機西側関係					
(七十六) 機南側関係					
(七十七) 機北側関係					
(七十八) 機東側関係					
(七十九) 機西側関係					
(八十) 機南側関係					
(八十一) 機北側関係					
(八十二) 機東側関係					
(八十三) 機西側関係					
(八十四) 機南側関係					
(八十五) 機北側関係					
(八十六) 機東側関係					
(八十七) 機西側関係					
(八十八) 機南側関係					
(八十九) 機北側関係					
(九十) 機東側関係					
(九十一) 機西側関係					
(九十二) 機南側関係					
(九十三) 機北側関係					
(九十四) 機東側関係					
(九十五) 機西側関係					
(九十六) 機南側関係					
(九十七) 機北側関係					
(九十八) 機東側関係					
(九十九) 機西側関係					
(一百) 機南側関係					
(一百零一) 機北側関係					
(一百零二) 機東側関係					
(一百零三) 機西側関係					
(一百零四) 機南側関係					
(一百零五) 機北側関係					
(一百零六) 機東側関係					
(一百零七) 機西側関係					
(一百零八) 機南側関係					
(一百零九) 機北側関係					
(一百一十) 機東側関係					
(一百一十一) 機西側関係					
(一百一十二) 機南側関係					
(一百一十三) 機北側関係					
(一百一十四) 機東側関係					
(一百一十五) 機西側関係					
(一百一十六) 機南側関係					
(一百一十七) 機北側関係					
(一百一十八) 機東側関係					
(一百一十九) 機西側関係					
(一百二十) 機南側関係					
(一百二十一) 機北側関係					
(一百二十二) 機東側関係					
(一百二十三) 機西側関係					
(一百二十四) 機南側関係					
(一百二十五) 機北側関係					
(一百二十六) 機東側関係					
(一百二十七) 機西側関係					
(一百二十八) 機南側関係					
(一百二十九) 機北側関係					
(一百三十) 機東側関係					
(一百三十一) 機西側関係					
(一百三十二) 機南側関係					
(一百三十三) 機北側関係					
(一百三十四) 機東側関係					
(一百三十五) 機西側関係					
(一百三十六) 機南側関係					
(一百三十七) 機北側関係					
(一百三十八) 機東側関係					
(一百三十九) 機西側関係					
(一百四十) 機南側関係					
(一百四十一) 機北側関係					
(一百四十二) 機東側関係					
(一百四十三) 機西側関係					
(一百四十四) 機南側関係					
(一百四十五) 機北側関係					
(一百四十六) 機東側関係					
(一百四十七) 機西側関係					
(一百四十八) 機南側関係					
(一百四十九) 機北側関係					
(一百五十) 機東側関係					
(一百五十一) 機西側関係					
(一百五十二) 機南側関係					
(一百五十三) 機北側関係					
(一百五十四) 機東側関係					
(一百五十五) 機西側関係					
(一百五十六) 機南側関係					
(一百五十七) 機北側関係					
(一百五十八) 機東側関係					
(一百五十九) 機西側関係					
(一百六十) 機南側関係					
(一百六十一) 機北側関係					
(一百六十二) 機東側関係					
(一百六十三) 機西側関係					
(一百六十四) 機南側関係					
(一百六十五) 機北側関係					
(一百六十六) 機東側関係					
(一百六十七) 機西側関係					
(一百六十八) 機南側関係					
(一百六十九) 機北側関係					
(一百七十) 機東側関係					
(一百七十一) 機西側関係					
(一百七十二) 機南側関係					
(一百七十三) 機北側関係					
(一百七十四) 機東側関係					
(一百七十五) 機西側関係					
(一百七十六) 機南側関係					
(一百七十七) 機北側関係					
(一百七十八) 機東側関係					
(一百七十九) 機西側関係					
(一百八十) 機南側関係					
(一百八十一) 機北側関係					
(一百八十二) 機東側関係					
(一百八十三) 機西側関係					
(一百八十四) 機南側関係					
(一百八十五) 機北側関係					
(一百八十六) 機東側関係					
(一百八十七) 機西側関係					
(一百八十八) 機南側関係					
(一百八十九) 機北側関係					
(一百九十) 機東側関係					
(一百九十一) 機西側関係					
(一百九十二) 機南側関係					
(一百九十三) 機北側関係					
(一百九十四) 機東側関係					
(一百九十五) 機西側関係					
(一百九十六) 機南側関係					
(一百九十七) 機北側関係					
(一百九十八) 機東側関係					
(一百九十九) 機西側関係					
(二百) 機南側関係					

(3) (4) は状況に依り消略し得るものと考へらるる

(英漢訳紙乙)

海軍

0172

(四) 修理整備を要すると認めらるる事項

(1) 缶内外部掃除 七日間

(2) 補助蒸気管防熱覆衰朽に付復用すると認める

十日間

二、(一) 右甲板部機関部関係工事は併行實施可能であつて

正味作業日数=十日と要するものと認める

(二) 「タンク」内掃除も徹底的に行ふ旨には入渠を要せず

三、右工事施行工場として「スレーン」使用の便宜を得らるる事を先決と

し尚工場作業力又本船入渠するや不やたらと状況を要にす

るも岸(橋度)若くは大阪(日立)船内構造を熟知しある員より考

ふ水は玉野(三井)の何れかの造船所を適者と認める

四、其の他

(一) 復用係需品類は是れ又は大阪で量納するを以て取通と認める

海軍

還納所要日数は三乃至四日を要する見込

(三) 工事関係の所要日数見積りは本船側の大体の見積りであつて各裏施に當つては更に擔當造船所側の技術的見地よりの検討を要するものと認められる

本件 寫 送付先

呉復造修課長

認

(英渡郵紙乙)

海軍

0174

# 試航作業予定表

22-9-17

0175

船名 / 月次	9	10	11	12
東亞丸	第二水道 16 19	九州水道 6 7	復旧工事 解隊処理 解隊	
桑原丸	第二水道 21 25	北九州水道 13 14	宇部 恒見 19 20 28	安藝灘南航路 28
采昌丸	周防灘北航路 8 10	行居浜航路 5 8	安藝灘航路 28	
若草丸	周防灘北航路 30	坂外 3 9 11	因島航路 15 16	復旧工事 解隊処理 復隊
備考	(一) 本表ハ第一次掃海計画ニ伴フ試航作業予定ヲ示ス (二) 東亞丸、若草丸解隊ハ五掃廢造船所ニテ実施ス			



磁気掃海作業予定表

22-9-17

掃海船名	月次	22	9	10	11	12	23	1	2	3	4	5
下掃		下関西三水道					下関南東水道					白野江海
		24					3					

0176

何野

昭和二十二年九月二日附

發 COMNAVFE 參謀長代理WBマクオフ

宛 第二復員局、運輸省

經由 東京中央連絡局

英所屬舊日本驅逐艦及驅逐艦護衛艦解撤に關する件

參照(a) SCAPIN-761-1昭三三三三

一、第二復員局は左記解撤造船所へ舊日本護衛艦を回航されたい

艦名	所在	解撤造船所	回航時
DE 第一五四	佐世保	占部造船所 (岡田船)	昭三三九三
第二二七	同	川南造船所 (長崎)	同
夏月	横須賀	浦賀造船所	同
倉橋	同	名古屋造船所	同
第一五六	舞鶴	飯野舞鶴造船所	昭三三九三
第一六〇	同	三菱七尾造船所	同
奄美	同	三菱廣島造船所	同

三、回航前第二復員局は像テ指示せられたる特殊物件を撤去し之を佐世保及横須賀所在英國機關へ引渡されたし

(終)

0177

通信部長  
電信部  
暗號部

艦(司令)長  
副長  
管直將校  
關係者

通信參謀  
司令部附

司令長官  
司令官  
參謀長  
首席參謀  
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

8月20日 受信時刻	20 11	作成時刻 21 20	作成者 佐々木	記事	番號	番號	定	指	發信所	發送所	
						10		少十		東	市
通信文 平文 暗號 ( ) 無線 有線 一、復一七番艦(十五日)因在 二、第四組引渡先ヲ青島ニ是メラル 三、二一九艦長ハ第三組第四組ヲ併セ指揮セヨ 四、二一九艦長ハ白崎艦長ヲシテ第三第四組ヲ 一、群(石崎ヲ除ク)ヲ率イテ十六日佐古深發青島 二、先行セシメ尔余ハ同艦之ヲ率ヒ二十一日佐古深 發青島ニ回航第一群ヲ合同米及中島ニ 引渡ス( )					所	繼	信	受			
					20 11 7 3 2	信	着	者	報	受	
					者	報	受	者	信	發	
						除ク改復 二一九、一四七	第四回總引	復員	21	KIC	
					分	區	理	整	者	信	發

河野部員

附表第一 (様式第一)

0178

整理番號

21

電波

4420

KIC





引 渡 書

高橋通船時津風、船及荷役防備高根經九七脚計國費を引渡しします  
値し大蔵省を経て橋本造船所學費費に引渡しの分

昭和二十二年九月二十五日

取知方役員局長

兼 役

廣島縣知事

橋 本 船 造 所

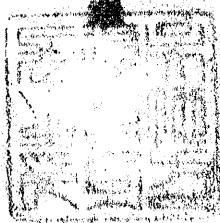
廣島府船務局長

中 國 海 運 船 務 代 表

橋本造船所長

大澤 一雄

山崎 博  
山崎 博  
山崎 博



0179



引 渡 書

舊羅遜船時津風、檢及舊海防艦高根第九七號計四隻を引渡します  
但し大蔵省を経て横濱造船所吳船渠に引渡しの方

昭和二十二年九月二十三日

吳地方復興局長

矢 牧

廣島縣知事

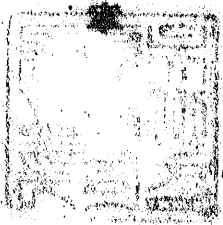
楠 瀬 常 務 殿

廣島財務局長

中國海運局長

横濱造船所吳船渠所長代理

Handwritten signatures and stamps: 大 二 梁 一 破 (Daikōryū), 山崎 (Yamazaki), 田崎 (Tanizaki), 博 (Hiro), and a circular seal with '大森' (Ōmori).



0180



引 渡 書

高麗海難時津風、檢及舊海防艦高根第九七號計四隻を引渡します  
但し大蔵省を経て横濱造船所吳船渠に引渡しの日

昭和二十二年九月二十三日

吳地方復員局長

矢 牧

廣島縣知事

楠 瀬 常 務 殿

廣島財務局長

中國海運局長代

横濱造船所吳船渠所長

大 塚 一 雄

山崎 三 夫



0181



引渡書

舊羅遜艦時津風、楡及舊海防艦高根第九七號計四隻を引渡します  
但し大蔵省を経て播磨造船所吳船渠に引渡しの日

昭和二十二年九月二十三日

吳地方復員局長

矢 牧

廣島縣知事

補 瀨 常 猪 殿

廣島財務局長

中國海運局長

播磨造船所吳船渠所長代理



Handwritten notes and signatures: 大 桑 一 雄, 山崎 田 喜, 三 九, 天 藥

0182



領 收 書

青島海運局 領 受 領 しました

昭和二十二年九月二十三日

青島海運局長

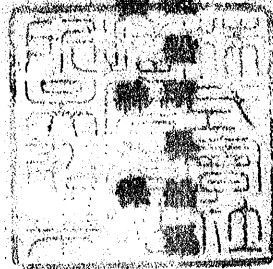
橋 本

商 販

立會人 吳地方復員局長

廣島縣知事

中興海運局長



青島海運局長

橋 本



代 河野 孝次  
父 山崎 博  
山崎 博

0183

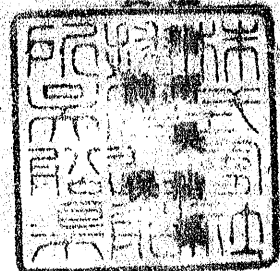


領 書

前編 運 時 津 風 を 受 領 し ま し た

昭和二十二年九月二十五日

船 長



廣島船務局長

備 取

立寄人 吳地方復員局長

廣島船務局長

中國海運局長

代 河 野 夏 夜  
代理 山 崎 隆  
廣島船務局長 印  
中國海運局長 印

0184



廣海防艦 九十七號 を受領しました

昭和二十二年九月二十三日

領 收 書

廣島財務局長

高 橋

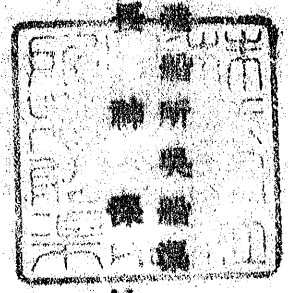
副 長

立會人 吳地方復員局長

廣島縣知事

中國海運局長代

捕鯊艦 船所吳海軍



敏

男



河野 克次

山崎 正千之

山崎



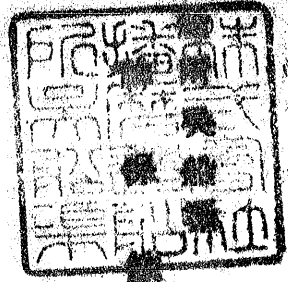
0185.



高海防艦 高 橋 香受領しました

昭和二十二年九月二十五日

積善堂  
所長



0186

高橋香受領  
高橋

香受領

立寄人 吳地方議員

高橋香受領

高橋香受領

代 河野 亮次  
代 山崎 彦平  
人



河の 評 員

吳復第五三四號

昭和二十二年九月二十三日

復員廳第二復員局長殿

吳地方復員局長

提出

一 編 艦 逐 艦 時 津 風 掄 皮 舊 海 防 艦 高 根 第 九 七 號 引 渡 書

二 同 引 渡 物 件 目 録

三 同 現 狀 調 査 書

四 同 領 收 書

各 各 各 各  
二 二 二 二  
通 通 通 通

別 紙 添

( 終 )

0187

河野部

海外情報部第十五編（九月二十五日）

興 産 編

「船隻船に就き「ラレー」少佐へ報告した

「時津風、ロロ九七、輪、高の捕獲船所へ引渡の件を同じく通知した

「「ラレー」少佐より要領のあつた小船は十九日引渡を了したが「ロロ」

少佐も今朝日中に離脱することになつた

川橋山連絡所長が明日飛来し「ラレー」少佐を明日午前中に訪問のことに

打合せした

「「バイトマン」少佐より英海軍撤収物件に就いて左の通り回答があつ

たので早速取置を了した

「眼鏡、六分儀、時計、暗箱計、コンパス以外は英領では不要

内右の物件を本日より迄持参のこと

0188

司令長官 司令官 參謀長 首席參謀 幕僚 通信參謀 司令部附 艦長 (司令) 副長 當直將校 關係者 通信部長 電信部 暗號部

海軍電報起案譯文用紙

9月 28日	送信時刻 16	作成時刻 48	作成者 上原 謙事	予定	09日 佐在保弁 十月三日 香港着	無線有線	番號	定指	艦發所信	艦送所信
							一	少	素	秋
通信文							所	艦	信	受
平文暗號							28E0930			
無線有線							者	信	着	
							各二 復復			
							者	報	受	
							分區理整	者信發		
							素 崎			
0189		整理番號		9		電波	9260		K.C.	

河野 謙事

附表第一 (様式第二)

暗號部  
電信部  
通信長

關係者  
當直將校  
副長  
(司令)長

通信參謀  
司令部附

幕僚  
首席參謀  
參謀長  
司令官  
司令長官

海軍電報起案譯文用紙

9月 28日 電信時刻	20 05 作成時刻	20 10 翻譯者	八名木 配	終	二十八日一五日日「ナホトカ」ニ向ケ佐世保発	通信文 平文暗號( ) 無線有線	番號	定指	發送所	發送所
							八		東京	
							所發信受 23.30 C 28			
							著信着 各二 復復			
							著報號			
							分區區號		著信號	
									輸九	
0190		整函番號		11		電波		4630 K.C.		

。新野部員。

附表第一 (様式第二)

司令長官 司令官 參謀長 首席參謀 幕僚 通信參謀 司令部附 艦(司令)長 副長 常直將校 關係者 通信部長 電信部 暗號部

海軍電報起案譯文用紙

番號	定指	發送所	發送所
一		東	秋
二			
所 艦 信 受		2A/E 1015	
者 信 着		二復總長 各復	
者 報 受		若鷹 輸二〇 駆淺三	
分 區 理 整		者 信 發	
		若鷹	
		崎	
整理番號		電波	
0191		9260 K.C.	

通信文 平文暗號 ( ) 無線有線

一 九月二十六日ケインク出港前燃料在庫高  
 左ノ通り單位屯(バレル)  
 (カ)セル重油 若鷹八三、七 (一)リニ七、七五  
 輸第二〇號 四、八 (三)リ、〇  
 若鷹 五、五 (四)一、二五  
 駆淺第三二號 二、六、四、五 (一)九八、三七  
 (カ)出用重油 輸第一〇號 五、〇、六 (二)四二、一  
 若鷹 一九二、一 (一)二八七、〇 ) ↓ 繕夕

9月 28日 送信時刻 16 20 作成時刻 16 05 翻譯者 倉本 記事

河野 御中

附表第一 (様式第一)

司令長官 司令官 參謀長 首席參謀 幕僚  
 通信參謀 司令部附  
 艦長 (司令) 副長 當直將校 關係者  
 通信長 電信部 暗號部

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	作成者	記事	番號	定指	發送所	接收所
								發送所	接收所
								所	信
								者	信
								者	報
								分區	理整
								者	信發

通信文 平文暗號 ( ) 無線 有線

二、香港 = 於此補給予是左、通り  
 龍崎輪二〇若鷹 駆着三一ノ順單位也  
 (イ) 缶用重油 〇・一〇〇・一七〇・〇 合計二七〇  
 (ロ) 眞水 〇・四〇・三〇・二〇 合計一三〇  
 (ハ) 氷 二・五 (〇・三) (一・五) (〇・三) 合計四・五

電波 K.C.

0192

整理番號

電波

K.C.

附表第一 (様式第一)

通信部長  
電信部  
暗號部

艦長 (司令)  
副長  
當直將校  
關係者

通信參謀  
司令部附

司令長官  
司令官  
參謀長  
首席參謀  
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

9月 28日	送信時刻 1658	作成時刻 1700	作成者 山本軍記事	二 順調	一 正午位置 オホソテ島二一〇度十二裡	通信文 平文暗號 ( ) 無線有線	番號	指	發送所	發送所
							一 八		東放	
							所	艦	信	受
							28E/230			
							者	信	着	
							二復			
							者	報	受	
							各復			
							分區	理盤	者信發	
									荒崎	

河野 隊員

附表第一 (様式第一)

0193

整理番號

10

電波

9260

K.C.



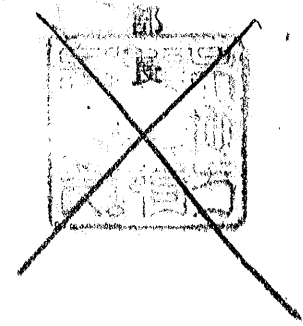
河野部

吳復第五三八號

昭和三十三年九月二十六日

吳地方復員局總務部長

廣島縣總務部長  
廣島財務局國有財産部長  
中國海運局船舶部長



行動不能艦艇引渡期日變更の件通知

吳復第五二一號を以て通知しました首題の件  
中舊海防艦第三二五號は九月三十日〇九〇〇より吳管船部に於て  
大阪市甘糟海軍工業株式會社に引渡を行ふことに變更しましたから  
代表官出席されたい  
尙舊海防艦第六二號は北川産業株式會社が引渡しを辭退した爲未定である

寫送付先  
廣島縣調査分室  
中國海運局吳出張所  
廣島財務局吳出張所

(終)

0194



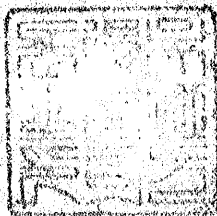
新海防艦二二五號を内務省に引渡します  
但し大蔵省を評下甘糟醸造工業株式會社に引渡しの分

昭和二十二年九月五日

奥地方復員局長

矢 牧

章



廣島縣知事

物 類 常 務 課

支 出 人

廣島縣務局長

長

木

相

原

景

男

中 國 海 運 局 長

代

山

崎

博

博

博

甘糟醸造工業株式會社

長

村

松

正

一

一

0195



書影的圖二二五號を内務省に引渡します  
但し大蔵省を新丁甘糟造り工業株式會社に引渡しの分

昭和二十二年九月三日

吳地方復員局長

矢 野 敬 一

廣島縣知事

楠 瀬 常 務 股 長

立會人

相原敬一

中國海運局長 兼 代

山崎 謙

甘糟造り工業株式會社 代表

村松 真一



0196



諸君の御二二三等々内務省に引渡しします  
但し大蔵省を以て官報館等工業株式會社に引渡しの分

昭和二十二年九月三十日

東京地方裁判所

受取

東京地方裁判所

神田常務裁判

立會人

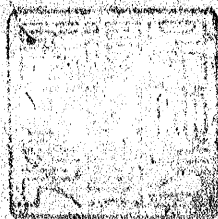
東京地方裁判所

相原敬四郎

東京地方裁判所

山崎

東京地方裁判所  
村松



0197



甘粕防衛二三五部を内務省に引渡しします  
但し大蔵省を経て甘粕防衛工務株式会社会計に引渡しの分

昭和二十二年九月三十日

興業方復興局長

収

甘粕防衛

甘粕防衛工務株式会社

支取人 興業方復興局長

中野防衛局長

甘粕防衛工務株式会社

0198



廣島縣第三二五號支受取り書

昭和二十二年九月二十日

領收書

廣島財務局長

高橋 彌 殿

立會人

住所氏名印

大阪市東區北濱四丁目五五ノ一

甘糟海軍工業株式會社

取締役

甘糟 淡五郎



廣島縣知事

廣島縣知事

廣島海運局長

河野 漢次

山崎 謙

山崎 謙



0199